

大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗立地法とは

大規模小売店舗(以下「大型店」という。)は、日常的に利用される不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼす可能性を有する施設です。

このため、「大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。)」では、店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗を新設する者(以下「設置者」という。)の都道府県への届出を義務付け、設置者が配慮すべき事項として、大型店の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定め、大型店と地域社会との融和を図ることを目的としています。

大店立地法の概要

▶届出先は、東京都です

東京都内の大型店に関する届出は、東京都です。

▶店舗面積 1,000 ㎡を超えるものが届出対象

店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものを大規模小売店舗といい、届出等の対象となります。

▶新設、変更の届出を公告、縦覧

大型店の新設、変更の届出については、届出書記載内容の公告(東京都公報に掲載)、縦覧を行い、周辺住民等から広く意見を求める機会を設けています。

▶周辺住民等への説明会を開催

大型店の設置者に対して、新設等の内容を周辺住民等へお知らせするための説明会の開催を義務付けています。

▶区市町村、周辺住民等から意見聴取

東京都は、届出の公告後、大型店が立地される区市町村に対し、周辺の地域の生活環境の保持の見地から、**大型店の設置者が配慮すべき事項***について意見を聴くことになっており、その意見が十分に反映される仕組みが確保されています。また、住民、事業者、商工会等も東京都に対し、意見書を提出することができます。

▶設置者に対する意見、勧告

東京都は、区市町村等からの意見に配慮し、また、指針の内容に照らし、大型店の周辺地域の生活環境を保持する見地から、設置者に対して意見を述べます。

また、この意見を適正に反映せず、大型店の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときは、設置者に対して勧告を行うことができます。さらに、正当な理由がなく、この勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

⇒ ※大店立地法が求める大型店の設置者が配慮すべき事項は〔次頁2の事項〕へ



大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

大型店の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る観点から、経済産業大臣により指針が定められ、公表されています。

1 設置者が配慮すべき基本的な事項

- (1) 立地に伴う周辺地域の生活環境への影響に関する事前調査、予測及び適切な対応
- (2) 説明会における地域住民への適切な説明
- (3) 都道府県等からの意見に対する誠意ある対応
- (4) 設置者・小売業者等による必要な措置の履行確保と責任体制の明確化
- (5) 店舗開店後の適切な対応（必要に応じ追加的な対応策を講じる等）

2 大型店の施設の配置及び運営方法に関する事項

- (1) 駐車需要の充足その他による大型店の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

① 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ア 駐車場の必要台数の確保、位置、構造等
- イ 駐輪場の確保
- ウ 自動二輪車の駐車場の確保
- エ 荷さばき施設の整備
- オ 経路の設定等（案内表示、掲示板の設置、交通整理員の配置等）

② 歩行者の通行の利便の確保等

③ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

④ 防災、防犯対策への協力

- (2) 騒音の発生その他による大型店の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

① 騒音の発生に係る事項

- ア 騒音発生の防止または緩和、防音対策、店舗及び施設の運営方法（施設・設備の配置計画等の配慮、荷さばき作業等の運営方法の配慮）
- イ 大型店から発生する騒音全体の予測・評価方法、夜間において発生する個々の騒音の予測・評価方法

② 廃棄物に係る事項

- ア 保管のための施設容量の確保、保管場所の位置、構造
- イ 廃棄物等の運搬、処理方法
- ウ 廃棄物等に関連する対応方策（悪臭防止のための機器設置、清掃実施等）

③ 街並みづくり等への配慮等



大店立地法に基づく届出手続き（新設）

手続に要する期間

公告・縦覧の期間

3ヶ月程度

8ヶ月
(法5条4項)

2ヶ月
(法8条9項)

事前相談 ……産業労働局、警視庁（交通関連）

計画概要書提出

区市町村への持込み・説明

新設の届出（法5条1項）

公告・縦覧（法5条3項）
区市町村への通知
（要綱8条）

2ヶ月以内

説明会開催の公告
（法7条2項）

↓ 1週間

説明会の開催（法7条1項）

4ヶ月

区市町村からの意見聴取（法8条1項）
区域内居住者等からの意見提出（法8条2項）

公告・縦覧（法8条3項）
区市町村への通知
（要綱10条3項）

1ヶ月

東京都大規模小売店舗立地審議会
諮問・答申（条例）

意見あり
（法8条4項）

意見なし
（法8条4項）

公告・縦覧（法8条6項）
区市町村への通知
（要綱11条2項）

1ヶ月

新設可能

届出変更の届出又は変更しない旨の通知
（法8条7項）

公告・縦覧（法8条8項）
区市町村への通知
（要綱12条2項）

4ヶ月

区市町村からの意見聴取
（法9条1項）

東京都大規模小売店舗立地審議会
諮問・答申（条例）

勧告あり
（法9条1項）

公告（法9条3項）
区市町村への通知
（法9条3項）

勧告なし

新設可能

変更に係る届出（法9条4項）

公告・縦覧（法9条5項）
区市町村への通知
（要綱15条2項）

4ヶ月

勧告に従った場合

新設可能

正当な理由がなく勧告に従わない場合

公表

公表（法9条7項）
区市町村への通知
（要綱16条2項）

参考 旧大法

平成 12 年 6 月 1 日の大規模小売店舗立地法施行以前は「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号。以下「旧大法」という。）」により、店舗面積 500 m²を超える大型店は届出が必要でした。

旧大法は、「中小小売業の事業活動の機会の適正な確保」を目的として、

- 開店日
- 店舗面積
- 閉店時刻
- 休業日数

を届出ることとしていましたが、大店立地法施行により、その目的が「大規模小売店舗の立地がその周

辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることの確保」に変更され、建物設置者は

- 小売業者に関する事項
- 新設日
- 店舗面積の合計
- 店舗施設配置に関する事項（駐車場・荷さばき施設等）
- 店舗施設運営方法に関する事項（開店・閉店時刻等）

を届出ることとしています。

また、旧大法により届出された店舗については、1,000 m²を超える店舗面積の大型店について、大店立地法が適用されることとなっています。

大規模小売店舗立地法のしおり（冊子）の配布



届出書の記載方法、添付資料等の届出手続きについての詳細は、「大規模小売店舗立地法のしおり」に掲載しています。下記担当部署で配布していますので、お問い合わせください。

ホームページのご案内



東京都 大型店

Web で、「東京都 大型店」で検索していただくと、「大規模小売店舗立地法について（東京都産業労働局）」のページが表示され、「公告・縦覧状況」、「都の意見」、「届出状況一覧」、「しおり」等をご覧いただけます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/daikibo/>

問い合わせ先



担 当 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
大型店環境調整担当

住 所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階

電 話 03-5320-4777、4789

